

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
 基準を定める条例一部改正(案)について

1 当初条例制定（平成 26 年 10 月）の趣旨

平成 24 年度に成立した子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法において、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の 4 事業／裏面参照）については、市の認可事業として位置づけられたことに伴い、その運営等に関する事項を明らかにするため条例を制定したもの

【背景等】

待機児童対策（特に大都市部）、児童減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズきめ細かく対応し、多様な主体が多様なスペースを活用して、乳幼児の健やかな成長を支援するものであり、市が認可する質の高い保育を提供していこうとするものである。

2 今回の改正の趣旨

「平成 29 年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）をふまえた国の「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴うもので、保育基盤を維持し、依然、高まりの続く保育需要に対応していくため、適正な保育の質は確保しつつ、その対応体制等について拡充を図るもの

3 改正内容

項目	改正前の主な内容	改正後の主な内容
①代替保育 (第 7 条)	家庭的保育事業者等は、代替保育（※）が必要となった場合、確保している連携施設（保育所・幼稚園・こども園）において提供する。 ※ 職員が病気・休暇等により保育の提供ができなくなった場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育	左記、連携施設の確保が著しく困難である場合、それに代わって、一定要件を満たしていれば、小規模保育事業者等において、代替保育を提供することができる。
②食事の提供 (17 条)	一定要件を満たしていれば、連携施設等外部から搬入する方法によることができる。 ※ 家庭的保育事業者等は、食事は当該事業所内で調理する方法等によらなければならない。(16 条)	左記によるほか、保育所等から調理業務を受託している事業者で、適切に業務が遂行できる能力を有している等、市が適当と認める者から搬入することができる。
③経過措置 (附則)	自園調理に向けた体制確保等の適用猶予期間…施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年間（第 2 項）	左記、10 年間（新・第 3 項） 加えて、自園調理に向けた体制確保の努力義務

4 該当事業（施設）

本市では、いずれも該当するものはない。

# 地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

**A型**: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業  	A型 保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自園調理 (連携施設等からの搬入可)</li> <li>●調理設備</li> <li>●調理員*3</li> </ul>
	B型 保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業  	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
事業所内 保育事業  	定員20名以上... 保育所の基準と同様 定員19名以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業  	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

## 〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区)</li> <li>●調理室</li> <li>●調理員</li> </ul>
-----	----------------------	-------	---	---

\*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となります。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。